



株主総会招集許可申立書

令和7年1月17日

東京地方裁判所民事第8部 御中

申立人ら代理人弁護士 中 田 吉 昭

同 大 塚 あかり

同 条 田 航

〒 [Redacted]

申立人 田 原 弘 貴

〒 [Redacted]

申立人 吉 田 昌 勇

〒102-0093 東京都千代田区平河町二丁目2番1号

平河町共和ビル4階

OMM 法律事務所（送達場所）

電話 03-3222-0330

FAX 03-3222-0331

申立人ら代理人弁護士 中 田 吉 昭

同 大 塚 あかり

同 条 田 航



申立ての趣旨

「申立人らが、株式会社クシム（本店 東京都港区南青山六丁目 7 番 2 号）の下記の決議を目的とする株主総会を申立人らにおいて招集することを許可する。」との裁判を求める。

記

中川博貴氏、伊藤大介氏及び松崎祐之氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から解任する件

望月真克氏及び中庭毅人氏を監査等委員である取締役から解任する件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件

監査等委員である取締役 2 名選任の件

会社法 316 条 2 項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件

申立ての理由

- 1 申立てに係る株式会社クシム（以下「本件会社」という。）は、発行済株式の総数が 17,746,733 株の情報処理システムの設計及び開発等を営む株式会社であり（甲 1：履歴事項全部証明書〔本件会社〕、甲 2：定款〔本件会社〕）、その発行する普通株式を株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）が開設するスタンダード市場に上場している（甲 3：第 29 期第 2 四半期報告書〔8 頁〕）。
- 2 申立人田原弘貴（以下「申立人田原」という。）は、本件会社の取締役であり（甲 1：履歴事項全部証明書〔本件会社〕）、申立人田原及び申立人吉田昌勇（以下「申立人吉田」といい、「申立人田原」と併せて「申立人ら」という。）は、本件会社の総株主の議決権の 100 分の 3 以上の議決権を 6 か月前から引き続き有する株主である（甲 4-1：個別株主通知済通知書〔申立人田原〕）。

- 3 本件会社は、事業年度を「毎年 11 月 1 日から 10 月 31 日」と定め（甲 2：定款 29 条）、定時株主総会の基準日を「毎年 10 月 31 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする」と定めている（甲 2：定款 10 条）。

したがって、本件会社は、令和 6 年 10 月期に係る定時株主総会を令和 7 年 1 月 31 日までに開催しなければならない（会社法 124 条 2 項、甲 2：定款 11 条 2 項）。

- 4 本件会社の現経営陣は、①本件会社の中核セグメントである「ブロックチェーンサービス事業」の重要な一部である暗号資産販売所 Zaif の運営事業を保有する株式会社 ZED ホールディングスの経営支配権をシークエッジグループ（代表：白井一成氏）の影響下にある会社に移転させるような大規模な新株予約権の発行（株式の所有割合にして 43%）を決定し¹、②ライツ・オファリングにより調達した資金を本来の使途である事業成長に投資せず、その相当額をシークエッジグループ関連の暗号資産の購入に使った結果、前期第二四半期における連結での特別損失 9.98 億円もの多額の評価損を計上した（この数値は、2024 年 10 月期第二四半期以前の評価損や SkebCoin の評価損を含んでおらず、実態としては更に巨額の評価損を計上している。）。

さらに、本件会社の現経営陣は、③シークエッジグループが支配株主である株式会社フィスコ（東証 STD 上場）と本件会社の株式交換により本件会社の支配株主をシークエッジグループとすることを検討していること、④本件会社単体は純粋持株会社であり所属する役職員は少数であるにもかかわらず、不透明で使途不明な多額の接待交際費等（接待交際費（2500～3000 万円/年）・旅費（500 万円）・諸会費（200 万円/月））を計上し続けていること、⑤本件会社の役職員

¹ この新株予約権は、「敵対的買収行為を認知した時点で行使要請をクシムから行った場合に行使可能とする」という行使条件を付すとのことであるため、いわゆるクラウン・ジュエルと呼ばれる買収防衛策であり、クラウン・ジュエルは、一般的に、取締役の善管注意義務・忠実義務（会社法 330 条、民法 644 条・会社法 355 条）に違反するとされている。

は1名しか駐在していないにもかかわらず、シークエッジグループの代表者である白井一成氏の香港オフィスの家賃（月額250万円）を負担するなどシークエッジグループの利益を優先した経営を行っている。

これらの点から、本件会社の現経営陣によって、本件会社の企業価値・株主利益の毀損を厭わない経営が行なわれていることは明らかであり、本件会社の現経営陣は、その善管注意義務・忠実義務（会社法330条、民法644条・会社法355条）に違反している。

そこで、申立人田原は、本件会社の取締役として、これまで取締役会などにおいて、シークエッジグループの実質支配下から脱することにより、抜本的な経営改善を実現し、本件会社を暗号資産・Web3 双方で先端テクノロジーに特化した企業にするため、暗号資産販売所のZaifやグループ会社のチューリング株式会社Web3事業をはじめとした事業に対する投資に集中して事業収益の拡大を図るとともに、それを支えるためのコーポレート・ガバナンス体制を構築する必要があると説いてきたが、何らの改善はみられず、本件会社の取締役会や監査等委員会が自浄機能を発揮することはなかった。

そのため、申立人田原は、本件会社が、シークエッジグループの実質支配から脱し、事業経営に集中することにより、Web3 の分野でイニシアチブを取って経営成績の飛躍的な向上を目指すためには、シークエッジグループの影響下にある申立人田原以外の現任取締役を刷新することが不可欠と判断した。

- 5 そこで、申立人田原は、令和6年11月21日付けで、本件会社に対し、内容証明郵便による書面をもって、令和7年1月に開催予定であった本件会社第29回定時株主総会（以下「本件定時株主総会」という。）において、①取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件及び②監査等委員である取締役2名選任の件を本件定時株主総会の目的とすることを請求するとともに、①申立人田原などの取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任議案及び②監査等委員である取締役2名選任議案の要領を本件定時株主総会の招集通知に記載するよう請求し（甲5-1：株主提案権の行使書兼株主名簿閲覧謄写請求書）、同書面

は、同月 22 日、本件会社に到達した（甲 5-2：郵便物等配達証明書）。

6 しかしながら、本件会社は、令和 7 年 1 月 9 日、本件定時株主総会の総会招集
手続を延期する旨を開示したまま（甲 6：本件会社令和 7 年 1 月 9 日付け適時開
示「第 29 回定時株主総会の延期に関するお知らせ」）、同月 17 日現在に至るも、
いつ定時株主総会を招集するのかの目途すら示そうとしない。

7 そこで、申立人らは、令和 7 年 1 月 14 日付けで、本件会社の代表取締役に対
し、招集の理由を記載した内容証明郵便による書面をもって、申立ての趣旨記載
の決議を目的である事項とする株主総会の招集を請求し（甲 7-1：臨時株主総会
招集請求書）、同書面は、同月 16 日、本件会社に到達した（甲 7-2：書留・特定
記録郵便物等受領証、甲 7-3：「検索結果 詳細-日本郵便」と題するウェブペー
ジのウェブ出力文書）。

8 本件会社は、同月 16 日、申立人らからの臨時株主総会招集請求書を受領した
にもかかわらず、同月 17 日現在においても、株主総会の招集請求があったこと
について適時開示を行っておらず、東証の規則の定め（有価証券上場規程 402 条
2 号 p）に違反しているばかりか、未だ基準日設定公告を行おうとせず、その後
も、本件会社は株主総会招集の手続を怠っている²。すなわち、一般に、基準日

² 青竹正一教授は、会社法 297 条 4 項 1 号にいう「遅滞なく招集の手続が行われない場合」の要件の解釈について、以下のように述べる（岩原紳作編『会社法コンメンタール 7—機関(1)』62~63 頁〔青竹正一〕（商事法務、2013））。

「招集の手続が行われない場合かどうかは、招集通知の発信だけでなく、株主総会の招集を決定する取締役会の開催、基準日を設定する場合はその公告など、必要な手続の段階ごとに判断される（大隅=今井・中 21 頁、新注会(5)114 頁〔河本〕）。したがって、いずれかの段階において遅滞があっても、少数株主は総会招集の許可を求めることができる。」

一般に、上場会社においては、基準日設定公告から株主総会の日まで 50~60 日を要するとされている（基準日設定公告は基準日から 2 週間前に行う必要がある（会社法 124 条 3 項本文）、招集通知期限は株主総会の日から 2 週間前（会社法 299 条 1 項）である外、基準日後株主名簿管理人が保管振替機構から総株主通知を受領して株主確定作業をする期間、招集通知を作成し、全株主宛ての封筒を作成し、それらの封筒に全て封入し、送付するまでの期間が必要になる。）ところ、本件会社は、未だ基準日設定公告すらしていない。

そこで、株主総会招集請求があった日である令和 7 年 1 月 16 日から 8 週間以内の日を株主総会の日とすることは既に能わざるといえ、本件会社は、株主総会招集の手続を遅滞しているといえる。

を定めることは、取締役設置会社においては、重要な業務執行の決定（会社法 362 条 2 項 1 号、4 項）として、取締役会で決定することを要すると解されているところ（山下友信編『会社法コンメンタール 3—株式(1)』280 頁〔前田雅弘〕（商事法務、2013））、本件会社においては、取締役会の招集通知期限は会日の 3 日前と定められているが（甲 2：定款 20 条 2 項）、同日現在においても、本件会社の取締役である申立人田原は、基準日を定めることを目的事項とする取締役会の招集通知を受領していない。

- 9 よって、申立人らは、会社法 297 条 4 項に基づき、申立ての趣旨記載の決議を目的とする³臨時株主総会の招集の許可を求める。

証拠書類

甲第 1 号証	履歴事項全部証明書〔本件会社〕
甲第 2 号証	定款〔本件会社〕
甲第 3 号証	第 29 期第 2 四半期報告書
甲第 4 号証の 1	個別株主通知済通知書〔申立人田原〕
甲第 5 号証の 1	株主提案権の行使書兼株主名簿閲覧謄写請求書
甲第 5 号証の 2	郵便物等配達証明書
甲第 6 号証	本件会社令和 7 年 1 月 9 日付け適時開示「第 29 回定時株主総会の延期に関するお知らせ」
甲第 7 号証の 1	臨時株主総会招集請求書
甲第 7 号証の 2	書留・特定記録郵便物等受領証
甲第 7 号証の 3	「検索結果 詳細-日本郵便」と題するウェブページのウェ

³ なお、申立人らは、取締役解任議案の取扱いについては、貴庁の促しがあれば、争うことなく、申立ての趣旨を訂正することも検討する（甲 7-1：臨時株主総会招集請求書の 4 頁注 3 参照）。

ブ出力文書

添付書類

1	申立書写し	1 通
2	甲号証写し	各 2 通
3	履歴事項全部証明書〔本件会社〕	1 通
4	委任状	2 通